

奈良県決定

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
J R 奈良駅南特定土地区画整理事業の事業計画の
変更に対する意見書について

次の付議案を提出する。

平成 22 年 11 月 12 日

奈良県都市計画審議会会長

都 計 第 5 2 号

平成22年11月12日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
J R 奈良駅南特定土地区画整理事業の事業計画の
変更に対する意見書について

（付議）

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）J R 奈良駅南特定土地区画整理事業の事業計画を公衆の縦覧に供したところ、利害関係者から当該事業計画について意見書が提出されたので、土地区画整理法第55条第3項の規定により、次のように審議会に付議する。

平成22年6月10日

奈良県知事 荒井 正吾 殿
奈良市長 仲川 元庸 殿

住 所 XXXXXXXXXX

氏 名 XXXXXXXXXX

意 見 書

J R奈良駅南特定土地区画整理事業の件

先日、J R奈良駅南特定土地区画整理事業の第2回事業計画変更の縦覧に伺い、計画が遅れる旨の説明を受ける。

理由

- (一) 思えば10年以上も前、J Rの高架化に伴ない補助金等もでて、この事業が行われる旨の説明があり同意。当時家の建替を計画中であったが、事業の中で補償等がある旨の説明を受け、建替計画を先伸ばしにして、事業の進展を見守るも遅々として進まず、その間、外壁、台所、風呂、下水等々にムダな費用もかかり、家自体の老朽化等も進むが、現状何よりも不満足な生活で、あの時建替えていれば快適な生活を送れたのと思う日々です。このムダに過ぎ去った10年を返して欲しいです。
- (二) 又、区画整理では優良な宅地の整備が目的であると思っておりますが、どうなんでしょう？現状では主だったところが農地としての整備であり、当初は農地と宅地は分けての計画であったと思うが、いつの時点で現状のようになったのか、それらの事について説明義ムはないのか、疑問ばかりです。
- (三) 事業計画のはっきりしている事を教えて下さい。又、この事業からはずしてもらう事はできるのでしょうか。
これ以上時間的余裕もなくなってきています。ムダに過ごした10年を返して下さい。又、これ以上ムダな時を作らせないで下さい。